建築士法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

者は、第7条第2号の手数料を、指定試験機関に納付しなければならない。

平成 19年3月19日

岩手県知事 増 田 寛 也

者は、第6条第2号の手数料を、指定試験機関に納付しなければならない。

岩手県条例第19号

[略]

建築士法施行条例の一部を改正する条例

建築士法施行条例(平成 12 年岩手県条例第 38 号)の一部を次のように改正する。	
改正前	改正後
(試験の運用)	(試験の運用)
第3条 法第12条第1項又は第2項に規定する二級建築士試験又は木造建築士	第3条 法第12条第1項又は第2項に規定する二級建築士試験又は木造建築士
試験を受けようとする者(以下「受験者」という。)は、知事が別に定める	試験を受けようとする者(以下「受験者」という。)は、知事が別に定める
規則、要項等 <u>(以下「試験要項等」という。)</u> の規定に従わなければならな	規則、要項等の規定に従わなければならない。
V'o	
2 [略]	2 [略]
(合格の取消し等)	
第4条 知事は、不正の手段により、試験を受けようとし、又は受けた者に対	
して、その試験を受けることを禁止し、若しくは停止し、その試験場からの	
退出を命じ、又は合格の決定を取り消すことができる。受験者が、試験の開	
始時刻に遅れたとき、係員の指示に従わないとき等試験要項等の規定に従わ	
ないときも、同様とする。	
(指定試験機関)	(指定試験機関)
第5条 知事は、法第15条の17第1項の規定に基づき、二級建築士試験及び木	第4条 知事は、法第15条の17第1項の規定に基づき、二級建築士試験及び木
造建築士試験の実施に関する事務 <u>(以下「二級建築士等試験事務」という。)</u>	造建築士試験の実施に関する事務を財団法人建築技術教育普及センター (以
を財団法人建築技術教育普及センター(以下「指定試験機関」という。)に	下「指定試験機関」という。)に行わせる。
行わせる。	
2 指定試験機関が行う二級建築士試験又は木造建築士試験を受けようとする	2 指定試験機関が行う二級建築士試験又は木造建築士試験を受けようとする

3

[略]

4 指定試験機関は、二級建築士等試験事務の実施に関し前条に規定する知事

の職権を行うことができる。

(手数料の徴収)

第6条 [略]

(手数料の額)

第7条 [略]

(手数料の不還付)

第8条 [略]

(補則)

第9条 [略]

(手数料の徴収)

第5条 [略]

(手数料の額)

第6条 [略]

(手数料の不還付)

第7条 [略]

(補則)

第8条 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附則

- 1 この条例は、建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律(平成18年法律第92号)の施行の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に不正の手段により試験を受けた者に対する合格の決定の取消しについては、なお従前の例による。